

# 第三者再調査委員会の調査報告書 (概要説明)

2024（令和6）年5月23日

令和3年1月県立高等学校生徒の自死事案に関する  
第三者再調査委員会事務局（総務部総務私学課）

## 1. 事案の概要

本件は、令和3年1月29日、沖縄県内の県立高等学校（以下「本件高校」という。）空手部に所属していた生徒（以下「生徒A」という。）が自死行為に及び、翌30日に死亡したという事案である（以下「本件事案」という。）。

## 2. 第三者再調査委員会の設置経緯・概要・活動

### (1) 第三者再調査委員会の設置経緯

本件事案について、令和3年2月8日に本件高校による基本調査報告書が提出された。そして、沖縄県教育委員会が4名の外部専門家で構成する第三者調査委員会を設置し、同年3月5日に詳細調査報告書が提出された。

御遺族からの要望や県議会決議を踏まえ、「令和3年1月沖縄県立高等学校の自死事案に関する第三者再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という。）を知事部局（総務私学課）において、令和3年11月に設置した。

### (2) 再調査委員会の概要

再調査委員会は、教育、法律、心理学等に専門的な知識を有する8名の委員と4名の調査員で構成され、県教育委員会が設置した調査委員会の調査報告について、中立かつ公平な立場から再度調査・検証を行い、本件自死原因の考察や再発防止を図るための提言を行うことを目的としている。

### (3) 再調査委員会の活動

令和4年1月より令和6年3月まで37回会議を開催し、本件高校の空手部生徒及びその保護者、教職員を中心に延べ74名のヒアリングを実施したほか、本件高校の生徒や学校教職員に対するアンケート調査等を実施した。

また、本件高校や県教育委員会、御遺族に対して資料提供依頼を行い、本件事案にかかる情報収集・分析等を行った。

収集した情報を基に事実認定を行い、自死の原因の考察や、本件高校・県教育委員会・県に対する提言について、協議を行い、令和6年3月22日に知事に調査報告書を手交し、調査報告書概要版を公表、同日夕方に再調査委員会による記者会見を行った。

### 3. 再調査委員会による調査報告書の概要（参考資料1・参考資料2 参照）

#### (1) 調査報告書の構成について

本件調査報告書は、報告書本体に添付資料7つを含め、計207ページに及ぶものであり、まず、第1章で、事案及び経緯の概要、第2章で、再調査委員会について記載している。

次に、第3章～第5章において、本件事案発生前に生徒Aに起こった出来事、本件高校や県教育委員会の体制等を整理し、第6章で自死の原因についての考察を記載している。

さらに、第7章及び第8章で、本件事案発生後の本件高校及び県教育委員会の対応を整理し、第9章及び第10章で再発防止の提言を記載、第11章で「むすびにかえて」として、御遺族や本件に関係した生徒や保護者、教育に携わる全ての大人たちに向けたメッセージを記載している。

#### (2) 本件事案の自死の原因について

（生徒Aはキャプテン就任により顧問との間に「支配的主従関係」が形成され、顧問に逆らうことができない状態において、顧問から生徒への指示が「ダブルバインド（二重拘束）」となっているメッセージが繰り返される中、論理的に判断する能力が麻痺させられ、顧問の存在自体が大きなストレスとなっていた。）

自死前日、令和3年1月28日の顧問からの理不尽かつ強烈な叱責が生徒を自死に至らしめた直接のきっかけとなった大きな要因である。

\* 支配的主従関係：部活動以外の日常生活の時間においても、生徒は顧問から常にLINE等での連絡対応を行う状況にされていたことから、一般的な主従関係を超える強い関係性が認められる。

\* ダブルバインド（二重拘束）：コミュニケーションの病理で、表出されるメッセージとそれに対立し矛盾するメッセージが同時に伝達され、受け取った側が満足いく方法で行動できなくなること。

#### (3) 提言の趣旨について

本件調査報告書の第9章・第10章(P132～P168、P175、P176)参照。

今回、再調査委員会が提言の取りまとめにあたっての主な考え方・趣旨については、以下のとおり。

本件事案における1月28日の顧問の叱責は、いわゆる「パワハラ」とも評価しうるケースであった。それ以前の顧問の言動も不適切な指導といわざるを得ないものであった。

教師による不適切な指導は長年にわたり何度も問題とされてきたにもかかわらず、このような事案の発生が後を絶たないのはなぜか。再調査委員会では、単に教師個人の問題だけでなく、教育現場における教職員と生徒との関係、位置づけを改めて見直す必要があると考えた。

こどもに携わる大人たちが「こどもの権利」に関する理解を深め、こども一人ひとりの人格尊重や人権に関する意識を高める必要があり、そのための実効的な研修、啓発活動を充実させ、こどもを真ん中に置いた教育行政、教育の体制を整備する必要がある。

子どもの権利の周知を図ることとあわせて、子どもが権利侵害を受けた時に相談し、その権利侵害状態から救済される中立的な機関（いわゆる子どもオンブズ）の設置など、子どもが安心して相談できる体制を構築する必要がある。

#### (4) 本件高校及び県教育委員会への提言

- ① 「子どもの権利条約」の理解を浸透させること
- ② 自死予防教育・研修の実施
- ③ 段階的指導（イエローカード等のゼロ・トレランス指導）の見直し
- ④ 本件高校の校則や「文武両道」という校風の再検討
- ⑤ 教職員の懲戒制度の見直し（アンバランスな懲戒処分基準の見直し）
- ⑥ 生徒の保護・相談支援体制の整備

（教職員の不適切な指導への対応、全校的な生徒指導体制の構築、生徒の悩みごと・部活動等の相談体制の構築、部活動実態調査を踏まえた対応、生徒・保護者が参加する部活動の運営体制の構築、児童生徒の相談支援・問題改善に携わった職員の評価）

- ⑦ 教職員と生徒との連絡手段に関する指導の徹底（SNS利用）
- ⑧ 子どもの自死が起きたときの対応体制の改善・御遺族への配慮
- ⑨ 教育庁三役会議について（議事内容の記録・保存）

#### (5) 沖縄県に対する提言

- ① 「子どもの権利」に関する理解の周知（「子どもの権利条例」の制定）
- ② 子どもの相談・救済機関（子どもオンブズ等）の設置